

泉大津市、日本システム技術株式会社及び大阪公立大学 Well-being 共創研究センターによる医療ビッグデータを活用した健康施策評価に向けた連携協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）、日本システム技術株式会社（以下「乙」という。）及び大阪公立大学 Well-being 共創研究センター（以下「丙」という。）は医療ビッグデータを活用した健康施策成果の可視化及び市民サービスの向上に向け、次のとおり連携協力の協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、医療ビッグデータの活用による健康施策成果の可視化及び市民サービスの向上に向け、甲、乙及び丙が連携協力して実施する取組（以下「本取組」という。）の内容及び役割分担等を明確にすることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- 医療ビッグデータを活用した健康施策評価に関する事項
- その他本協定の目的の実現にあたって必要な事項

（役割分担）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に定める連携協力事項を実施する際に、次に掲げる役割を担う。

- 甲、乙及び丙は、評価対象とする健康施策を協議の上、選定する。
- 甲は、本取組の実施に係る関係部署との調整を行う。
- 乙は、乙が保有する医療データベース「REZULT」を活用し、乙内でデータ解析を行ったうえで、甲が実施した健康施策の評価設計に必要な技術的支援を行う。なお、別段の合意がない限り、乙から甲及び丙に対する「REZULT」に係るデータの利用権付与は行わないものとする。
- 丙は、前項における健康施策の評価設計に関する学術的助言、データ解析結果の妥当性の検証、学術的観点からの考察及び研究成果のとりまとめを行う。
- 甲、乙及び丙は、本取組に関して相互の持つ媒体等を活用して広報活動を行う。
- その他本項に記載のない事項については、甲乙丙が協議の上決定する。

（費用負担）

第4条 本協定に基づき、甲、乙及び丙が担う役割の遂行に伴い発生する費用については、各者がそれぞれ自己の費用負担において実施するものとする。

（内容の変更）

第5条 甲、乙又は丙から本協定の内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年6月30日までとする。

2 前項の定めに関わらず、甲乙丙の協議により、延長又は中止できるものとし、その際には文書により確認する。

（本協定の解除）

第7条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙丙が協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第8条 甲、乙及び丙は、第2条の連携協力事項の実施にあたり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。また、甲、乙及び丙は、本協定の履行の過程で相手方から取得した情報のうち相手方が開示の際に秘密である旨を明示した情報を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならず、また、本協定を履行する目的

以外の目的に使用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- 相手方から取得した時点で公知の情報
- 相手方から取得した時点で既に保有していた情報
- 相手方から取得後、自己の責によらず公知となった情報
- 相手方から取得した情報によらず独自に開発した情報
- 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も甲、乙及び丙に対し引き続き効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、個人情報については、本協定の有効期間終了後も甲、乙及び丙は、法令等の定める範囲内において相手方から取得した個人情報を適切に管理する。

（権利の帰属）

第9条 甲、乙及び丙は、本検討の過程で発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）をなしたときは、直ちに相手方にその旨を通知するものとする。当該発明等にかかる特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利については、相互の貢献度を考慮して出願前に甲乙協議し、以下に定めるところに従い、その帰属を決定する。

- 発明等が甲、乙及び丙の共同でなされたときは、互いの貢献度を考慮して甲、乙及び丙の協議のうち決定した持分比率による共有
- 発明等が甲、乙及び丙の単独によりなされたことが明らかなきときは、その者の単独所有

（その他）

第10条 本協定に定めるもののほかに必要な事項は、甲乙丙が協議の上、別途定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月21日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長 南出 賢一

乙 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号
日本システム技術株式会社
代表取締役社長 平林 卓

丙 大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6-85 UR 森之宮ビル2階
大阪公立大学 Well-being 共創研究センター
センター長 樋口 由美